

2023 (令和5年)

7.15

広報

さがみはら

別冊

非課税世帯等支援給付金特集号

相模原市

市民税非課税世帯等 支援給付金を支給します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する低所得世帯の生活支援を行うため、特に家計への影響が大きい市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給します。



本市独自

市民税均等割のみ課税世帯
についても支給します。

相模原市 市民税非課税世帯等支援給付金

支給対象

基準日 (令和5年6月1日) 時点で本市に住民登録があり、世帯の全員が令和5年度市民税所得割が非課税の世帯 (世帯の全員が市民税非課税の方や市民税均等割のみ課税されている方で構成されている世帯)

※本市在住であって、DV等で避難されている方等も給付金の対象となる可能性があるため、相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル (以下「市ナビダイヤル」) までお問い合わせください。

支給額

1世帯あたり3万円

※給付金の支給は1回限りです。
※原則として、世帯主の口座への振り込みとなります。



疑問点などお気軽にお問い合わせください

相模原市 非課税世帯等支援
給付金ナビダイヤル

☎0570-550-434

(※無料通話ではありません)

受付時間 8:30~17:30

(土・日曜日、祝日等を除く)

IP電話をご利用の人 ☎042-707-7918

(土・日曜日、祝日等を除く)

障害等により電話が困難な人

FAX 042-707-7919

詳しくは
こちら▶





手続き方方法

世帯の状況により、本市から確認書が送付される世帯と、確認書は送付されず、申請書を提出する必要がある世帯に分かれます。

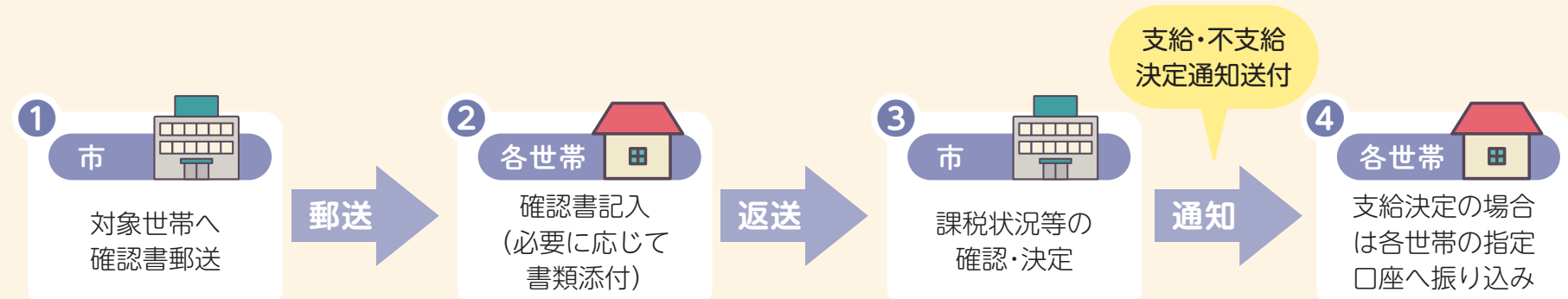
確認書を送付される世帯

世帯の全員が令和5年1月1日時点で相模原市に住民登録がある世帯

確認書の提出

本市で対象と確認できた世帯には7月中旬以降に順次、確認書が郵送されます。市から届いた確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒により返送(郵送)してください。

※生活保護利用世帯のうち、本市で支給対象と確認された世帯には順次、別途通知を郵送しています。受給するのに手続きは不要です。

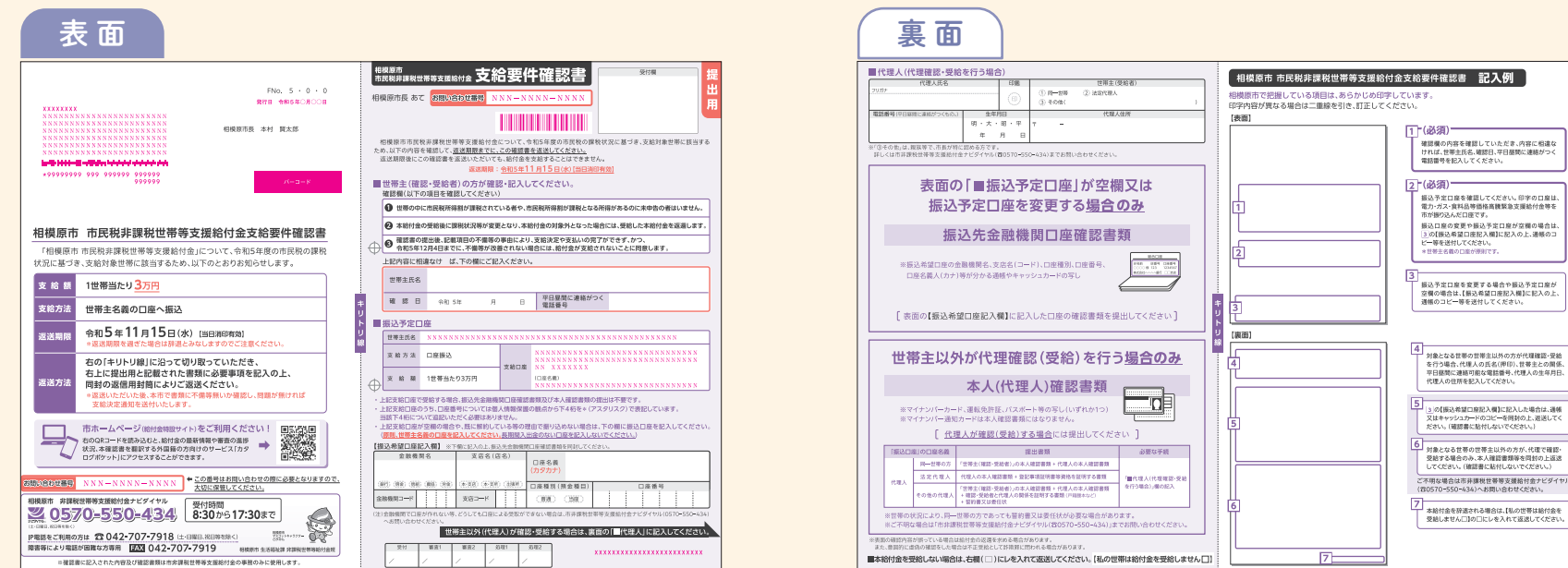


市が書類を受領してからおおよそ3週間で振り込み

右の二次元コード(市給付金特設サイト)を読み込むと、給付金の審査状況や確認書を翻訳する外国籍の方向けのサービス「カタログポケット」にアクセスすることができます。



本市から送付される確認書(イメージ)



※確認書にあるキリトリ線に沿って切り取っていただき、右上に「提出用」と記載された用紙を作成の上、同封の返信用封筒にて返送してください。左側(「提出用」と記載されていない本市に提出しない書類)の「お問い合わせ番号」は給付金についてお問い合わせいただく際に必要となりますので大切に保管してください。

確認書提出に係る注意事項

- 確認書に「世帯主氏名」、「確認日」及び「平日昼間に連絡がつく電話番号」を記入の上、提出してください。
- 「振込予定口座」の欄には過去給付金を受給した口座が印字されています(口座番号の下4桁については個人情報保護のため*で表記しています)。振込予定口座を変更される場合や振込予定口座に記載の無い場合は「振込希望口座記入欄」に必要な情報を記入し、振込希望口座が確認できる書類の写し(通帳等)を添付の上、返送してください。振込予定口座を変更されない方については追加の書類の提出は不要です。
- 世帯主以外の方が代理受給(確認)をされる場合には、確認書裏面の代理人欄に必要な事項を記載の上、代理人の方の本人確認書類等についてもご提出ください。また、世帯の状況によっては委任状等の提出も必要となるため、詳しくは市ナビダイヤルまでお問い合わせください。

申請書の提出が必要な世帯

令和5年1月2日以降に相模原市へ転入した方を含む世帯修正申告等により、課税情報に変更があった世帯

申請書の提出

令和5年1月2日以降に本市に転入された方を含む世帯等については、本市で対象世帯か確認できず、確認書が送付されないため、ご自身で申請書を提出いただく必要があります。



市が書類を受領してからおおよそ4週間で振り込み

申請書の入手方法

- 市ホームページからダウンロード
 - 各相談窓口等での受け取り(各区生活支援課窓口、自立支援相談窓口)
 - 市ナビダイヤル(☎0570-550-434)へ郵送依頼
- ※申請書は7月中旬から下旬に入手可能となります。



相模原市 公式ホームページ

申請書および申請書記入要領(イメージ)



提出書類

- 相模原市市民税非課税世帯等支給給付金申請書(請求書)
- 本人確認書類の写し(コピー)
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)
- 振込希望口座を確認できる書類の写し(コピー)
※通帳やキャッシュカード等の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる書類の写し(コピー)
- 令和5年1月2日以降に相模原市に転入した人について、令和5年1月1日時点で住民登録のあった市区町村が発行する令和5年度住民税(市民税)課税証明書(写し(コピー))
※令和5年1月2日以降に本市に転入した人全員分をご用意ください。

課税状況によって本給付金が課税対象となる場合があります

市民税非課税世帯に対する給付金は課税対象収入となりません。

※市民税均等割のみ課税世帯に対する給付金は課税対象収入となるため、支給決定通知に記載の「支給決定日」の年の一時所得として申告してください。

※一時所得に区分される給付金等でも、所得金額の計算上50万円の特別控除が適用されます。ただし、他の一時所得との合計額が50万円を超える場合は、課税対象となる可能性があります。
※受給された給付金が課税対象収入に該当する場合は本市が送付する支給決定通知にその旨記載しますので、そちらをご確認ください。

提出・申請期限

確認書・申請書ともに **令和5年11月15日(水)まで**

※当日消印有効です。
※提出・申請期限までに確認書・申請書の提出がなければ支給されません。

申請に係るQ&A

①一般的な質問

- Q** どのような方法で受給できますか。
- A** 原則として、世帯主口座への振込となります。
- Q** 確認書の提出方法は。
- A** 同封している返信用封筒により返送してください。
- Q** 外国人ですが、対象となりますか。
- A** 基準日(令和5年6月1日)時点で本市に住民登録がある人で、給付金の支給要件を満たしていれば支給対象となります。
- Q** 確認書・申請書の提出期限はいつですか。
- A** 令和5年11月15日(水)当日消印有効です。提出期限までに提出が無ければ支給されません。
- Q** 配偶者からのDV等を理由に相模原市へ避難しています。住民登録は相模原市に変更できていないのですが、受給できますか。
- A** 基準日時点で相模原市に避難しており、ご自身が支給要件(DV避難中であることの証明、課税状況等)を満たしていれば、受給することができます。この場合、所定の手続きが必要なため、市ナビダイヤルまでお問い合わせください。
- Q** 世帯主の代理で申請・受給することはできますか。
- A** 対象者本人による確認書の返送や申請書の提出が困難な場合は、代理人が行うことも可能です。この場合、対象者との関係性(法定代理人や親族等)により提出いただく書類が異なるため、市ナビダイヤルまでお問い合わせください。

- Q** 送付された確認書を紛失してしまいました。どこかに配架されていますか。
- A** 再発行の手続きが必要となりますので、市ナビダイヤルまでお問い合わせください。

②支給要件について

- Q** 基準日時点では住民登録は別ですが同居している人がいます。この場合、給付金はそれぞれ受給できますか。
- A** 基準日時点での住民登録上の世帯で判断しますので、住民登録が分かればそれぞれ受給できます。
- Q** 基準日時点では相模原市に住民登録がいましたが、その後他市へ転出しました。この場合、受給はできますか。
- A** 基準日時点で相模原市に住民登録があれば本市で対象となります。
- Q** 基準日に相模原市へ転入しましたが、転入の手続きは基準日以降にしました。どこから支給されますか。
- A** 転入の手続きが基準日以降であっても、基準日時点で本市に転入している人は本市から支給します。
- Q** 令和4年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円)を受給したのですが、今回の給付金も受給できますか。
- A** 今回の給付金の支給要件を満たしていれば受給できます。
- Q** 住民票上の世帯全員が課税者から扶養を受けているのですが、受給できますか。
- A** 今回の給付金の支給要件を満たしていれば受給できます。

市民税非課税世帯等支援給付金の申請等は 郵送 で!



給付金手続き書類郵送先はこちら↓
(そのまま封筒に貼ってお使いいただけます)

〒252-5277
相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市健康福祉局生活福祉部生活福祉課
非課税世帯等給付金班 宛て

市民税非課税世帯等支援給付金の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合はお住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



詐欺等に関する相談のお問い合わせ
警察相談専用電話 #9110

新型コロナ 5類でも基本的な感染対策を!

換気

手洗い

咳エチケット

場に応じたマスク

詳しくは市HPへ

新型コロナウイルスワクチン

令和5年春開始接種を実施しています

令和5年春開始接種は、8月末までの実施を予定しています。
65歳以上の高齢者や基礎疾患がある人などは、接種の検討をお願いします。
● 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎050-5445-4357 ☎050-5445-9837
☎050-5445-4358 ☎050-5445-9838



詳しくはワクチン特設ページ(市HP)へ